

(表)

収 入

印 紙

水洗便所改造資金借用証書

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

借 受 人 住 所

氏 名

㊞

連帯保証人 住 所

氏 名

㊞

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。

借 用 金 額	金 円
利 息	無 利 息
償 還 方 法	貸付金交付の月の翌月から 回の元金均等月賦償還とし、 第1回から第 回までは金 円、最終回は 金 円を令和 年 月 日を始期として 以後毎月末日までに償還する。
借 用 条 件	裏面記載のとおり。

借用条件

- 1 貸付金は、水洗便所の改造に要する費用に充て、当該目的以外に使用しないこと。
- 2 貸付金の償還は、所定の方法により毎月指定期日までに確実に行うこととし、指定期日までに償還しないときは、指定期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞償還金につき、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払うこと。
- 3 東広島市水洗便所改造資金貸付条例施行規則第12条各号に規定するいずれかの事項に該当したときは、直ちに市長に届けること。
- 4 次の各号のいずれかに該当し、水洗便所改造資金貸付決定取消し等通知書を受けた者は、貸付金の全部または一部を繰上償還すること。
 - (1) 偽り又は不正な手段により貸付の決定を受け、又は貸付金の交付を受けたとき。
 - (2) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき又は貸付の条件に違反したとき。
 - (3) 水洗便所に改造しようとする建築物が取り壊され、又は火災その他災害により滅失したとき。
 - (4) 水洗便所に改造しようとする建築物を他人に譲渡し、又は使用しなくなったとき。
 - (5) その他市長において、貸付の目的を達成することができないと認めるとき。
- 5 連帯保証人は、借受人と連帯し、借用証書に記載された事項を履行し、借受人が月賦償還の義務を怠ったときは、連帯保証人が償還すること。
- 6 前各項に定めるもののほか東広島市水洗便所改造資金貸付条例及び同条例施行規則の規定を遵守すること。